第一条中第九十三号を第百十号とし、第八十六号から第九十二号までを十七号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百　一―（ベンゾフラン―二―イル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

百一　一―（ベンゾフラン―五―イル）―N―メチルプロパン―二―アミン及びその塩類

百二　［一―（一―メチルアゼパン―三―イル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十八号とし、第八十三号を第九十七号とし、第八十二号を第九十六号とし、第八十一号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―ベンゾ［ｄ］イミダゾール―二―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第八十号を第九十三号とし、第七十九号を第九十二号とし、第七十八号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九十　［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―イル］（二・二・三・三―テトラメチルシクロプロピル）メタノン及びその塩類

九十一　［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―イル］（ナフタレン―一―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十八号とし、第七十一号から第七十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第七十号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一　一―フェニル―二―（ピロリジン―一―イル）ヘキサン―一―オン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十九号とし、第六十五号から第六十八号までを十号ずつ繰り下げ、第六十四号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四　Ｎ―（ナフタレン―一―イル）―一―ペンチル―Ｎ―（一―ペンチル―一Ｈ―インドール―三―カルボニル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十二号とし、第六十二号を第七十一号とし、第六十一号を第七十号とし、第六十号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　ナフタレン―一―イル（一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―イル）メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六　ナフタレン―一―イル＝一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類

六十七　ナフタレン―一―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第五十八号を第六十四号とし、第五十二号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七　一―（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十五号とし、第四十七号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一　一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九　四―（三・四―ジクロロフェニル）―七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四―テトラヒドロイソキノリン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十七号とし、第三十七号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九　一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とし、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四　キノリン―八―イル＝一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　Ｎ―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（四―クロロフェニル）プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含有する物	一　元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途 二　学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表一―（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含有する物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。